

アプター（アセアン+3 緊急米備蓄）について

APTERR (ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve)

1. 目的

- 東アジア地域（アセアン 10 か国※、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。

※ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの10か国。

2. 枠組み

- アプターは、現物備蓄（又は現金備蓄）と申告備蓄から構成され、アプター協定の加盟国は、一定量の申告（イヤマーク）を行う。

・現物備蓄

緊急時の初期対応として放出（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

・申告備蓄

加盟国が保有する在庫のうち、緊急時に放出可能として申告された数量を放出。

3. 経緯

- 2002年10月 アセアン+3 農林大臣会合
「東アジア緊急米備蓄(EAERR)パイロット・プロジェクト」の開始を承認
- 2004年3月～2010年2月 パイロット・プロジェクトの実施
- 2012年7月 アプター協定発効
- 2016年8月 国際機関として法人格を取得

4. 組織

- 事務局：タイ（バンコク）に設置
- 事務局長：Mr. Chanpithya Shimpalee タイ（2016年5月就任）
- 理事会：年1回開催
- 作業部会：年1～2回開催

5. 我が国の貢献

- ①我が国政府米を活用した現物備蓄事業、②我が国の拠出金を活用した現金備蓄事業を通じて、災害対策（台風、洪水等）や貧困緩和対策を実施。

【現在までの実績】

- ① 現物備蓄事業〔我が国政府米等を活用〕計4,444トン（パイロット・プロジェクト以降6,503トン）
- ② 現金備蓄事業〔現地にてコメ調達〕計1,405トン（パイロット・プロジェクト以降1,932トン）

- アプター協定発効後の支援は以下のとおり。

対象国	実施年月（備蓄放出要因）
フィリピン	2013年10月（台風）、2015年3月（台風）、2016年5月（台風）、 2018年1月（避難民）、2019年9月（台風）、2020年10月（火山噴火）、 2021年10月（新型コロナ）
ラオス	2013年10月（干ばつ）、2014年1月（洪水）、2018年3月（洪水）
カンボジア	2016年8月（干ばつ）、2016年10月（貧困対策）、2021年3月（洪水・干ばつ）、 2021年4月（新型コロナウイルス感染拡大）
ミャンマー	2018年2月（地滑り・避難民）、2018年8月（洪水）、2020年3月（避難民）

※ 実施年月は備蓄米の被災者への引渡年月。

※ 上記の他、下記の事業が進行中（2021年10月12日現在）。

・ミャンマー：現物備蓄（精米300トン（備蓄中）、加工米飯2トン（備蓄中））、現地米750トン（放出手続中）

- 2018年、我が国とフィリピンの間で、申告備蓄（Tier1）事業の実施に係る協力覚書に署名（1万トン）。2021年10月、同覚書の期間を2024年まで延長。